

日本海洋政策学会第16回年次大会・パネル  
ディスカッション『洋上風力発電の振興を  
めぐる論点と政策的課題』

2024年12月21日（土）

山口 健介

東京大学小柴ホール

# 促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和6年9月27日時点)



経済産業省 (2024)

区域名	万kW	
促進区域	①長崎県五島市沖(浮体)	1.7
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4
	③秋田県由利本荘市沖	84.5
	④千葉県銚子市沖	40.3
	⑤秋田県八峰町能代市沖	37.5
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4
	⑧長崎県西海市江島沖	42
	⑨青森県沖日本海(南側)	60
	⑩山形県遊佐町沖	45
有望区域	⑪北海道石狩市沖	91~114
	⑫北海道岩手・南後志地区沖	56~71
	⑬北海道島牧沖	44~56
	⑭北海道檜山沖	91~114
	⑮北海道松前沖	25~32
	⑯青森県沖日本海(北側)	30
	⑰山形県酒田市沖	50
	⑱千葉県九十九里沖	40
	⑲千葉県いすみ市沖	41
	⑳北海道岩手・南後志地区沖(浮体)	
準備区域	㉑北海道島牧沖(浮体)	
	㉒青森県陸奥湾	
	㉓岩手県久慈市沖(浮体)	
	㉔秋田県秋田市沖	
	㉕富山県東部沖(浮体)	
	㉖福井県あわら市沖	
	㉗和歌山県沖(東側)	
	㉘和歌山県沖(西側・浮体)	
	㉙佐賀県唐津市沖	
	㉚長崎県西海市江島沖	

事業者選定済  
選定中者

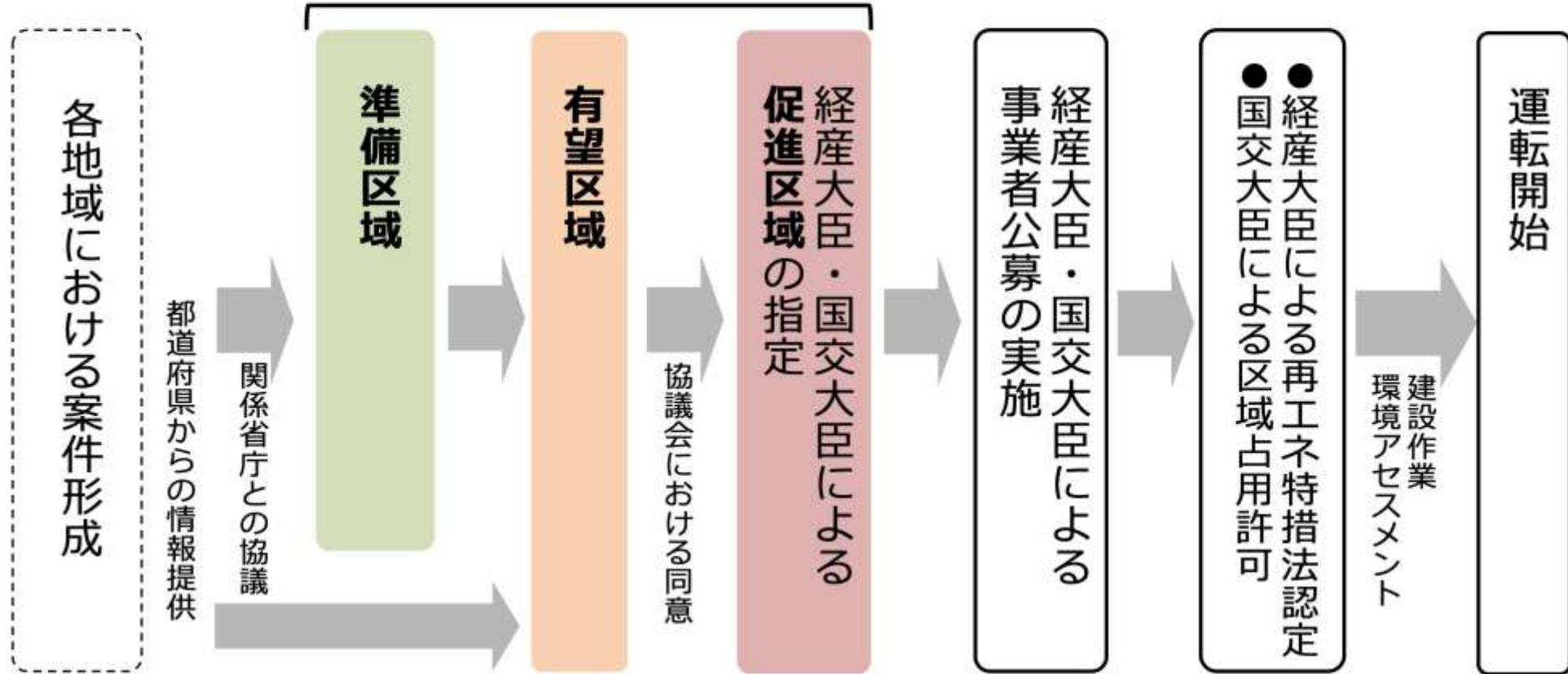
東京大学海洋学際教育プログラム『海洋問題演習』で、2020年より秋田を定点観測



2024. 我が国の洋上風力事業における漁業者との合意形成: 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における事例と政策提言. 日本海洋政策学会誌, 第13号, 16-32.

# 再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



## 有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

## 協議会の設置（再エネ海域利用法第9条+ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

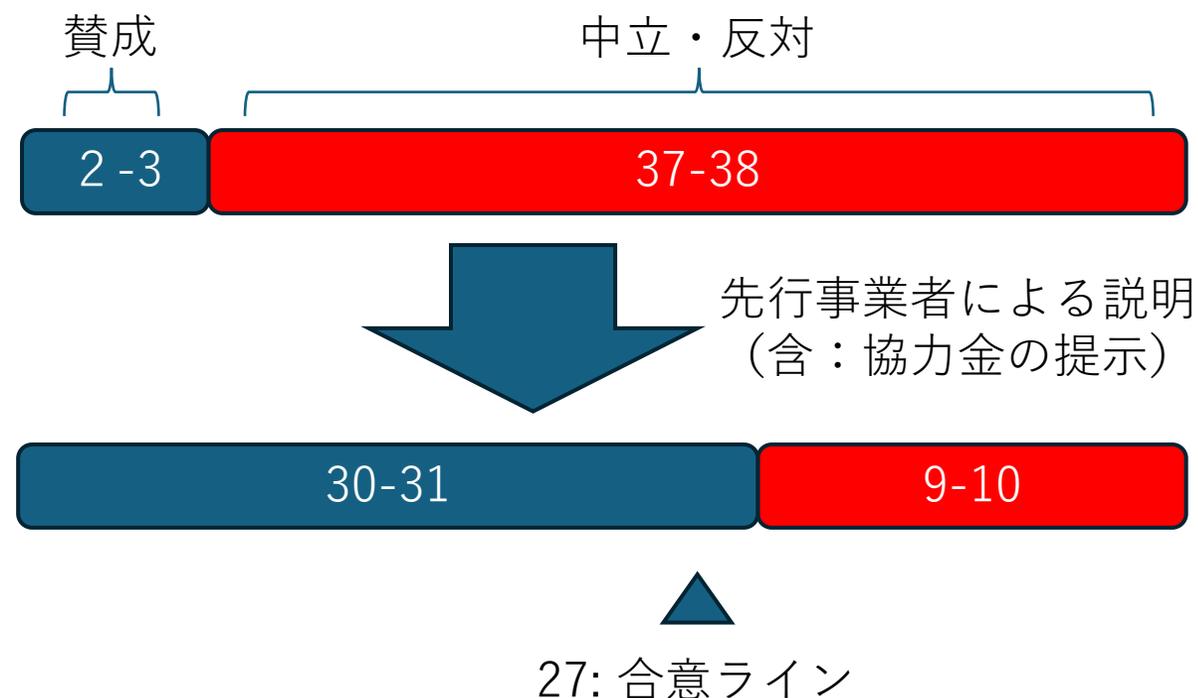
# 意思決定の場

- 法定協議会（R3改訂ガイドライン「4. 協議会の設置、運営」）
  - 有望な区域に選定された区域については、都道府県からの情報等に基づき、協議会の構成員となるべき利害関係者が特定されており、（中略）促進区域の指定に向けた協議を開始する。
  - 協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。
  - ①地域・利害関係者（海域の先行利用者等）の意見は特に尊重する。②透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。
- 有望な区域（R3改訂ガイドライン「3. 有望な区域の選定」）
  - 有望な区域に選定されるためには、少なくとも協議会において地元関係者と利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、（中略）かつ、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。
  - ②利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）

# 意思決定の実態：秋田県の1漁協の事例

- 最後まで反対していた10名弱を除いて、当初より中立の（強い意見をもたない）組合員が多かったと思われる
- この中立の人々が、協力金の提示を受けて「賛成」に回って合意がなされている
  - この際、組合内部の同調圧力もあったかもしれない
- さらに、協力金は公表されておらず、それを提示しているのも落札「前」の先行事業者
  - 協力金の支払いは不確実

正組合員の意見変容（40人中27人で合意と内規）



出所：山口、田嶋、城山（2023）

# 質のたかい合意形成

- 「協議会」の受け入れに関して、協力金を条件に関係漁協で「多数決」をとることが合意形成の核となっている。制度運用面からは、事実上の“Point of no return（回帰不能点）”。
- 協力金を提示した先行事業者と異なる事業者が採択された結果、協力金は支払われていない。漁協内で不満が燻るものの、事業の中止や休止を求める有効な手立てはない。
- 協力金を条件に漁協で多数決を取ることが「協議会を開始することについての同意」であることの是非。共存共栄を目指し漁業振興策について十分に理解を得る一層の努力が必要。
  - 「合意形成とは全ての利害関係者の利益に向け、全会一致の合意を求める、誠意ある努力に関連する過程」のこと。(Harvard Law School)

## 領海及び内水（現行制度）

### 都道府県からの情報提供

- ・防衛レーダー、漁業等を予め考慮するための意見照会

### ①法定協議会

- ・国、自治体等による利害関係者との調整（漁業者の組織する団体や学識有識者等）

### 国及びJOGMECによる風況・海底地盤調査

### ②促進区域の指定

- ・利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧
- ・防衛レーダー、漁業等を予め考慮するための各省協議

### ③事業者の審査・選定

- ・一の促進区域内における競争
- ・価格と事業性の総合評価

### ④事業者選定（選定事業者）

- ・FIP申請認可
- ・海域占用許可（最大30年）
- ・詳細設計

## EEZ

### セントラル制度に基づく風況・海底地盤調査

### ①募集区域の指定

- ・利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧
- ・防衛レーダー、漁業等を予め考慮するための各省協議

### ②仮許可（仮許可事業者）

- ・事業者が募集区域内にて発電事業を実施する海域を設定し、国に申請
- ・事業者間にて区域が重複した場合には重複を解消

### ③協議会

- ・国、仮許可事業者等による利害関係者との調整（漁業者の組織する団体や学識有識者等）

### ③'詳細設計

- ・事業者による詳細設計

### ④設置許可（許可事業者）

- ・協議会における調整が調ったこと等を要件に、事業者が国に申請

※FIT/FIP制度の適用を希望する場合  
⑤再エネ特措法における入札プロセス